

平成 17 年 第 10 回  
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成17年第10回  
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成17年10月11日(火) 午後3時

1. 場 所 箕面市立中央生涯学習センター 2階 講義室

1. 出席委員

委 員 長	小 川 修 一 君
委員長職務代理者	藤 井 富美子 君
委 員	坂 口 一 美 君
委 員	白 石 裕 君
委員(教育長)	仲 野 公 君

1. 付議案件説明者

教育推進部長	森 田 雅 彦 君
子ども部長	奥 山 勉 君
生涯学習部長	上 西 彰 君
教育推進部理事兼総務次長 兼次長(教育政策・学校管理担当)	栗 本 忠 夫 君
教育推進部次長(学校教育・ 人権教育担当)兼学校教育課長	前 田 健 君
子ども部総務次長兼次長	吉 田 直 彦 君
生涯学習部総務次長兼次長	塩 山 俊 明 君
教育政策課長	中 野 仁 司 君
学校管理課長	稲 野 公 一 君
教育推進部専任参事 (教職員担当)	森 井 國 央 君
人権教育課長	齋 藤 史 惠 君
教育センター所長	福 永 茂 君
子ども政策課長	千 葉 亜 紀 子 君
子ども支援課長	南 悦 司 君
幼児育成課長	向 井 裕 彦 君
子ども部専任参事 (幼稚園担当)	坂 上 潔 司 君
子ども部専任参事 (早期療育担当)	佐々木 久 雄 君
生涯学習課長	中 澤 博 君
生涯学習部専任参事 (中央生涯学習センター・西南公民館担当)	津 田 善 寿 君
生涯学習部専任参事 (東生涯学習センター担当)	加 藤 真 知 子 君
スポーツ振興課長	前 田 功 君
中央図書館長	黒 田 正 記 君

1. 出席事務局職員

教育政策課長補佐	小 山 登志子 君
教育政策課担当主査	石 崎 正 人 君
教育政策課	森 貴 美 君

## 1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 箕面市立青少年教学の森野外活動センターの指定管理者指定要請の件
- 日程第 3 箕面市立総合運動場の指定管理者指定要請の件
- 日程第 4 箕面市子ども育成推進協議会条例施行規則制定の件
- 日程第 5 箕面市立箕面文化・交流センター条例施行規則制定の件
- 日程第 6 箕面市立箕面文化・交流センター指定管理者候補者選定委員会設置要綱制定の件
- 日程第 7 交通事故に係る損害賠償請求に関する和解の件
- 日程第 8 箕面市教育委員会所管に係る平成17年度箕面市一般会計補正予算(第5号)の件
- 日程第 9 箕面市文化財保護審議会委員任命の件
- 日程第10 平成17年第9回箕面市教育委員会定例会会議録の承認を求める件
- 日程第11 教育長報告の件
- 日程第12 箕面市社会教育委員委嘱及び解職の件
- 日程第13 箕面市奨学生選考委員会委員任命及び解職の件

(午後3時開会)

○委員長(小川修一君) : ただ今から、平成17年第10回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして、事務局から「諸般の報告」をしていただきます。

(事務局報告)

○委員長(小川修一君) : ただ今の報告のとおり、本日の出席委員は5名で、本委員会は成立いたしました。

○委員長(小川修一君) : それでは、日程第1、「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第4条第2項の規定に基づき、委員長において藤井委員を指定いたします。

○委員長(小川修一君) : 次に日程第2、議案第54号「箕面市立青少年教学の森野外活動センターの指定管理者指定要請の件」を議題とします。議案の朗読を事務局に、提案理由を子ども部子ども支援課長に求めます。

(事務局：議案朗読)

- 子ども支援課長（南悦司君）： 本件は、地方自治法第244条の2第6項及び箕面市立青少年教学の森野外活動センター条例第4条第4項の規定に基づき、箕面市立青少年教学の森野外活動センターの指定管理者を指定するため、市長に要請するものでございます。内容につきましては、公の施設の名称「箕面市立青少年教学の森野外活動センター」、指定管理者「財団法人大阪府青少年活動財団」、指定の期間「平成18年4月1日から平成23年3月31日」でございます。
- 委員長（小川修一君）： それでは、ご質問ご意見をお受けいたします。
- 委員（藤井富美子君）： 選定委員会の委員のメンバーと、ここに指定された選定理由をお聞かせ下さい。
- 子ども支援課長（南悦司君）： 選定委員会の委員は、2名の政策総括監、市長公室長、総務部長及び子ども部長の5名でございます。選定理由につきましては、ホームページで応募要領の規定を設け、法人の性格、指定管理を受けるにあたっての基本的な考え方、独自の考え方、例えば冬期の利用方法、利用者数を増やす方策、経費に関する事などを選定の基準といたしました。10分間のプレゼンテーションの中で、指定管理を請け負った時のその会社等の特徴的なことを基本的に質疑応答をして選定いたしました。「財団法人大阪府青少年活動財団」につきましては、現在、平成15年度から業務委託をしております。
- 教育長（仲野公君）： 財団法人大阪府青少年活動財団は、現在も委託をしているわけですが、今の特徴的な活動内容をお聞かせ下さい。
- 子ども支援課長（南悦司君）： 大阪府の能勢の野外活動センター、海洋センターの管理運営を受託している、大阪府が出資しております財団です。野外活動経験者が主な構成員で、こういった施設の管理運営について専門的なノウハウを持っております。また、青少年育成活動につきましても研究調査をされております。平成15年度から野外活動センターの業務委託をしておりますが、直営の時と比較いたしまして利用者数で約5割増、利用団体数で約2倍の増加となっております。平成15年度に委託しましたおりに、利用者のアンケート調査を行いました。その時の意見では、いろいろなサービスも受けられ、技術的なアドバイスも受けられるといったことで、好評であると認識しております。また、リピーターも増えております。
- 委員長（小川修一君）： 最終的にこの団体が選定されたのですが、他の団体との差、優れた点は何ですか。
- 子ども支援課長（南悦司君）： 最終的に、この団体と株式会社、NPOの3件となり、株式会社は、施設管理業者で青少年活動業務は、初めてということでした。また、NPOにつきましては、寝屋川市の野外活動センターを受託されておりましたが、指定管理制度になってからは、受託はされておられません。今回、指定候補となった団体の優れた点は、先ほど申しましたように、専門的な団体で、

多くのノウハウを持っておられることです。

- 委員（藤井富美子君）：指定期間の5年というのは、決まっているのですか。
- 子ども支援課長（南悦司君）：他の指定管理も含め、安定的に管理運営してもらおうということで、箕面市では5年間となっております。12月議会に5年間の債務負担行為の補正予算を上程する予定です。
- 委員（白石裕君）：債務負担行為の額は、いくらですか。また、その額は、単年分ですか、5年の総額ですか。
- 子ども支援課長（南悦司君）：現在、協定書の内容を協議中で、額につきましては、作業中です。現行の予算が年間4千何百万ですが、効率的な経営ということで、その額より低くなります。各年度毎の5年間の総額で債務負担行為を上げさせていただきます。
- 委員（坂口一美君）：現在も管理にあたっているということですが、指定管理者としては、一から契約するのですか。
- 子ども支援課長（南悦司君）：箕面市のアウトソーシング計画に基づき、平成15年度から業務委託を行い、今年で3年目でございます。指定管理者としては、一からです。
- 委員（藤井富美子君）：委託される前と後とでは、どのくらいの経費の差があるのですか。
- 子ども支援課長（南悦司君）：市の職員を配置しておりました平成14年度と委託をいたしました15年度と比較しますと約3割弱の軽減となっております。
- 委員長（小川修一君）：他にご質問ご意見はございませんか。
- 委員長（小川修一君）：ないようでございますので、議案第54号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。  
(“異議なし”の声あり)
- 委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 委員長（小川修一君）：次に日程第3、議案第55号「箕面市立総合運動場の指定管理者指定要請の件」を議題とします。議案の朗読を事務局に、提案理由を生涯学習部スポーツ振興課長に求めます。  
(事務局：議案朗読)
- スポーツ振興課長（前田功君）：本件は、地方自治法第244条の2第6項及び箕面市立総合運動場条例第4条第4項の規定に基づき、箕面市立総合運動場の指定管理者を指定するため、市長に要請するものでございます。内容といたしましては、公の施設の名称「箕面市立第一総合運動場及び箕面市立第二総合運動場」、指定管理者「株式会社サンアメニティ大阪支社」、指定の期間「平成18年4月1日から平成23年3月31日」でございます。8団体の応募があり、その

中の1社でございます。

- 委員長（小川修一君）： それでは、ご質問ご意見をお受けいたします。
- 委員（坂口一美君）： 株式会社サンアメニティの実績等をお教え下さい。
- スポーツ振興課長（前田功君）： 現在本市の総合運動場の一部の管理運営を外部業者に委託しております。その一部を受託しておりますのが、株式会社サンアメニティでございます。従いまして、総合運動場のシステム、機器の取扱、各種スポーツ関係団体との関係等について熟知しているのが一点、二点目が、指定管理者制度が導入された以降、株式会社サンアメニティにつきましては、広島県立ミヨシ公園の指定管理者を平成17年4月から、また、仙台市の水の森公園キャンプ場等の指定管理者を受託しており、一定の成果、実績を持っております。
- 委員（藤井富美子君）： 株式会社サンアメニティ大阪支社となっておりますが、本社は何処にあるのですか。
- スポーツ振興課長（前田功君）： 本社は、東京でございます。
- 委員（藤井富美子君）： 選定委員会の委員は、先ほどのメンバーと同じなのですか。
- スポーツ振興課長（前田功君）： 政策総括監2名、市長公室長及び総務部長は同じでございますが、担当部長として生涯学習部長が選定委員として加わり選定致しました。
- 教育長（仲野公君）： 応募された、8団体の内訳を聞かせて下さい。
- スポーツ振興課長（前田功君）： スポーツ関係企業が5社、ビル管理会社が1社、民間で立ち上げ大阪府の南部を拠点としている財団法人が1団体、箕面版NPO条例に基づき、登録をしているNPOが1件の計8団体でございます。
- 委員（白石裕君）： 事故が起きた場合は、どの様な対応になるのですか。
- スポーツ振興課長（前田功君）： 事故が起きた場合のリスク分担につきましては、運動場は、市民プールも有り水難事故やスポーツを行っているさなかでの緊急事態に対して、どちらがどれだけの責任が有るのかを研究検討して参りました。基本的には、公の施設ですので、市が持つべきと思っておりますが、日常的な管理運営上の関係で起こった事故につきましては、指定管理者がその責を負うべきと思っております。この事に関しましては、現在、指定管理者との協定書のなかで、事故等のリスク分担、建物の補修、改修の経費の分担等を具体的に記入し、指定管理者と協定を結んで参りたいと考えております。
- 委員（坂口一美君）： 先ほどは、広島、仙台での業績ですが、近隣市での実績は無いのでしょうか。
- スポーツ振興課長（前田功君）： 一番の実績は、本市の総合運動場の一部の管理運営で、具体的に、日常の勤務状況を見てきております。近隣では、池田市の五月山体育館の業務、指定管理者では無いのですが、業務の一部を受託している

実績があります。

- 委員（藤井富美子君）：指定管理を受ける場合、各社の経費が計上されると思いますが、その点について聞かせて下さい。
- スポーツ振興課長（前田功君）：指定管理者制度の選定委員会では、選定基準として、安定して、継続的に総合運動場のきめ細やかなサービスが提供できる確固とした団体組織の体をなしている事を基本に、各申し込み団体に具体的に管理運営をする場合のハード、ソフト展開を申請書の中に記載させ、それを我々が分析をする。次に、どのような点に力を入れて、指定管理者として総合運動場を管理運営していくのか。最後に、年間どのくらいの費用で受託するのかの3点で選定いたしました。現在、総合運動場を管理運営しております経費より低い金額を設定しております。
- 委員（坂口一美君）：どのくらいの金額ですか。
- スポーツ振興課長（前田功君）：過去4年間の平均値をとりますと、総合運動場への費用の投入は、年間、約1億1千290万となります。従いまして、その額より低い設定となっております。
- 委員（坂口一美君）：備品の買い換えなどは、どの様にされるのですか。
- スポーツ振興課長（前田功君）：現在の備品は、全て市、教育委員会のものですので、修繕等は、市がすべきと思います。今後、指定管理者が、創造的な事業運営を行っていくうえで、備品が必要となった場合は、指定管理者が備品のリース、購入をすべきと思います。指定管理者の受託費用の中には、日常的な備品等の修繕費用も含まれておりますので、その中で修繕はして参ります。
- 委員長（小川修一君）：白石委員が言われていた事故についてですが、現在選定されている会社は、総合運動場での実績があるわけですが、この間、事故はなかったのですか。
- スポーツ振興課長（前田功君）：今年度は、選定されている会社ですが、過去4年間は別の企業が行っていましたが、職員につきましては、3年、4年の経験を持っております。骨折程度の事故はありましたが、迅速な対応を行い、利用者とのトラブルは無く、又、人命に関わるような事はございませんでした。
- 委員長（小川修一君）：様々な施設があり、場所も離れています。それを一括して任せる事に支障は無いのですか。
- スポーツ振興課長（前田功君）：トータルに管理運営する方が、ランニングコストが安くなるということで、一社に任せる事といたしました。人のローテーション、機械のローテーションを容易にできることで、安定した市民へのサービスに対応できると考えております。
- 委員（坂口一美君）：指定管理者に雇用される、パート採用、正職員の割合など試算されているのですか。

- スポーツ振興課長（前田功君）：業務水準書を作り、業務の水準を最低履行すべきとなっております。その中には、それぞれの施設に最低の人数の指定と、ライセンス所有者を置く事の指定をしております。又、施設長等は、正職員を置く事を義務づけるなど、細かく指定しております。
- 委員（坂口一美君）：そのチェックは、されるのですか。
- スポーツ振興課長（前田功君）：現在も一部業務委託をしており、ライセンス所有者を置くことになっております。そのライセンスの証明の写しを提出させ確認をいたしております。今後も同様にしてまいります。
- 委員長（小川修一君）：他にご質問ご意見はございませんか。
- 委員長（小川修一君）：ないようでございますので、議案第55号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。
- （“異議なし”の声あり）
- 委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 委員長（小川修一君）：次に日程第4、議案第56号「箕面市子ども育成推進協議会条例施行規則制定の件」を議題とします。議案の朗読を事務局に、提案理由を子ども部子ども政策課長に求めます。
- （事務局：議案朗読）
- 子ども政策課長（千葉亜紀子君）：本件は、箕面市子ども育成推進協議会条例第9条の規定に基づき、箕面市子ども育成推進協議会及び部会に関し必要な事項を定めるため、本規則の制定を提案するものでございます。
- 委員長（小川修一君）：それでは、ご質問ご意見をお受けいたします。
- 委員（藤井富美子君）：協議会委員は、一般の人から選ぶのですか。
- 子ども政策課長（千葉亜紀子君）：3名を市民公募いたします。
- 委員（藤井富美子君）：全体の構成人数は、何名ですか。
- 子ども政策課長（千葉亜紀子君）：全体で委員は、20名以内で構成する予定でございます。公募以外の方につきましては、各団体から選出していただく予定でございます。
- 委員（坂口一美君）：具体的な団体名をお聞かせ下さい。
- 子ども政策課長（千葉亜紀子君）：こども会育成協議会、青少年を守る会、青少年指導連絡協議会、青少年補導委員連絡会、PTA連絡協議会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、更生保護女性会等の団体でございます。
- 委員長（小川修一君）：第4条のただし書きについて説明して下さい。
- 子ども政策課長（千葉亜紀子君）：想定される事項としましては、青少年に係る激励金、奨励金等の個人を審査する内容につきましては、個人情報に係る事項ということで非公開とすることがございます。



○子ども部長（奥山勉君）：先ほど、構成団体について説明させていただきましたが、今回新たに、青少年問題協議会からこのような組織になるのですが、青少年健全育成を担う点につきましては、青少年を守る会、地域の青少年の育成団体をお願いをし、次世代育成につきましては、これまでは、保健医療福祉総合審議会の中に児童福祉部会を設けておりましたが、それを廃止しております。今までの青少年健全育成の部分と、次世代育成の福祉分野を審議して頂く2本立ての部会を考えております。協議会委員につきましても、前回26名以内の条例制定を20名以内としておりますので、構成団体につきましても今回の部会員の構成を踏まえ調整をさせて頂こうと考えております。青少年健全育成部会に関しましては、ほぼ今までと同様となるかと思えます。次世代育成部会につきましては、幼稚園、保育所などの子育てに関する部署から参加して頂こうと考えております。今後、この規則制定をして頂きましたら、具体の作業に入ります。部会構成、協議会の組織を含め、学識経験者の参加、関係団体の参加、市民の公募による参加と三つの柱で構成していくものです。市民公募につきましては、条例の関係もあり11月に公募したいと考えております。

○委員（白石裕君）：教育委員会に部会を置くわけですが、色々な分野の人と関わっていくわけですが、教育委員会での体制、ネットワークはできているのですか。

○子ども部長（奥山勉君）：今年の4月に機構改革を行い、市長部局で担っておりました児童福祉の部分の一部を教育委員会に事務委任を行い、また、法律で定められている市長が担うべき部分（福祉に関する部分）は、教育委員会が補助執行することになりました。これまでも、箕面市では、子どもプランの推進にあたりましては、教育委員会の子ども課と健康福祉部の児童福祉課が事務局となり内部的な点検体制はとってまいりました。子どもに関するネットワークが重要とされておりますが、今回協議会の条例を作りました背景には、さらに掘り下げて情報交換と情報共有のネットワーク化を基礎にしていくと考えております。

○教育長（仲野公君）：箕面市は、全国に先駆け子ども条例を制定しております。この条例に基づく施策の新子どもプランを作成致しました。庁内的には、子ども施策推進本部会議を設置し、関係部長課長を集め進めていきますので、子どもに関する所管である教育委員会が担うこととなります。行政内部的には、連携がなされております。

○委員（坂口一美君）：行政内部的には連携されているといくことですが、今まで青少年問題協議会に関わっていた団体は、この様になることを充分理解されているのですか。

○子ども政策課長（千葉亜紀子君）：今回、総合的な会議に変更になることで、2部会を設けております。青少年に関わる事項、児童福祉に関わる事項それぞれ

課題が異なっております。これらを一から全体で議論していくことは難しいこと  
と思います。従いまして、それぞれの部会で議論して頂き協議会に報告をして頂  
きたいと思います。

○子ども部長（奥山勉君）： 青少年問題協議会は、附属機関として条例設置をし  
てまいりました。今回の変更にあたりましては、協議会にお諮りし、変更いたし  
ます主旨も説明をさせていただきご了承いただいております。今回の条例制定に  
あたりまして、これまでありました青少年問題協議会と保健医療福祉総合審議会  
の中の児童の分野が今回変わることは、事前に説明をさせていただきご理解をし  
ていただいております。

○委員長（小川修一君）： 他にご質問ご意見はございませんか。

○委員長（小川修一君）： ないようでございますので、議案第56号を採決いた  
します。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決  
されました。

○委員長（小川修一君）： 次に日程第5、議案第57号「箕面市立箕面文化・交  
流センター条例施行規則制定の件」及び日程第6、議案第58号「箕面市立箕面  
文化・交流センター指定管理者候補者選定委員会設置要綱制定の件」は関連案件  
ですので、一括して審議することにいたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）： 異議なしと認め、一括審議することといたします。議  
案の朗読を事務局に、提案理由を生涯学習部生涯学習課長に求めます。

（事務局：議案朗読）

○生涯学習課長（中澤博君）： 議案第57号につきましては、箕面市立箕面文  
化・交流センター条例の制定に伴い、関係規定を整備するため箕面市立箕面文  
化・交流センター条例施行規則の制定を提案するものでございます。次に、議案  
第58号につきましては、箕面市立箕面文化・交流センター指定管理者の候補者  
を選定するため、箕面市立箕面文化・交流センター指定管理者候補者選定委員会  
設置要綱の制定を提案するものでございます。

○委員長（小川修一君）： それでは、ご質問ご意見をお受けいたします。

○委員（藤井富美子君）： 今までの条例と、今回の条例の違いをお聞かせくださ  
い。

○子ども支援課長（南悦司君）： 現在、文化センターの3階から8階までを市の  
施設として文化センターが直営で管理をしております。今回、地下部分に郷土資  
料館等の市の施設が入り、3階から上を、文化・交流センターとして、文化・生  
涯学習の観点から、地域振興の観点を含めて文化・交流センターとして設置する

ものです。

- 委員長（小川修一君）：他にご質問ご意見はございませんか。
- 委員長（小川修一君）：ないようでございますので、議案第57号及び議案第58号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（”異議なし”の声あり）

- 委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 委員長（小川修一君）：次に日程第7、報告第36号「交通事故に係る損害賠償請求に関する和解の件」を議題とします。議案の朗読を事務局に、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。

（事務局：議案朗読）

- 教育推進部総務次長（栗本忠夫君）：本件は、交通事故に係る損害賠償請求に関する和解の件について、地方自治法第180条第1項の規定により、平成17年9月8日付けで箕面市長が専決処分を行い、平成17年第3回箕面市議会定例会に報告されましたので報告するものでございます。
- 委員長（小川修一君）：それでは、ご質問ご意見をお受けいたします。
- 委員（藤井富美子君）：この様な損害賠償額は、どこから出されるのですか。
- 教育推進部総務次長（栗本忠夫君）：全国市有物件災害共済会自動車損害共済から出されます。
- 委員（藤井富美子君）：今回は、公用車での事故ですが、職員の方が自分の車での事故の場合はどうなるのですか。職員自身が対応するのですか。
- 教育推進部総務次長（栗本忠夫君）：はい、公務中は、私用車に乗らないのが、大前提でございます。
- 委員長（小川修一君）：他にご質問ご意見はございませんか。
- 委員長（小川修一君）：ないようでございますので、報告第36号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（”異議なし”の声あり）

- 委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 委員長（小川修一君）：次に日程第8、報告第37号「箕面市教育委員会所管に係る平成17年度箕面市一般会計補正予算（第5号）の件」を議題とします。議案の朗読を事務局に、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。

（事務局：議案朗読）

- 教育推進部総務次長（栗本忠夫君）：本件は、児童・生徒の安全・安心のための対策を講じるための補正予算を編成する必要が生じ、箕面市長に要請いたしま

した結果、平成17年第3回箕面市議会定例会で平成17年度箕面市一般会計補正予算(第5号)が可決されましたので報告するものでございます。

- 委員長(小川修一君) : それでは、ご質問ご意見をお受けいたします。
- 委員(白石裕君) : 箕面市は、アスベスト対策に積極的に取り組んでおられますが、東小学校と第二中以外にもあるのではないですか。また、冬期休業中に工事をするということですが、その間はどの様にされるのですか。保護者としては不安だと思いますので対策を教えてください。もう1点は、この2校以外での予算措置はどの様に考えておられるのですか。
- 学校管理課長(稲野公一君) : 市全体の公共施設が138施設ございます。教育施設として、小・中・幼・保の33施設ございます。アスベスト対策として、7月20日頃から取り組み始めました。7月27日から各学校施設の図面からアスベストを使用している箇所を事前チェックし、現地に入り天井、壁、機械室などを、目視、手で触る等し、疑わしいのがあれば、採取して専門の分析機関で成分分析をいたしました。全ての教育施設の調査は終わっております。その結果、東小の廊下、豊川北小の体育館ロビー、一中、二中、三中は、音楽室等に、萱野保育所の廊下の天井の一部にございました。次に、劣化や飛散の度合いを判定するため空気中の濃度を調べました結果、大気リットル中2.6本と比較的濃度が高い二中の音楽室と東小の廊下などを冬休み中に改修するものです。二中の音楽室は、使用禁止にしております。また、東小は、大規模改修中で8月末に廊下にアスベストがあることがわかりましたので、9月1日の始業式に間に合わせるため、8月30、31日でビニール貼りの突貫工事をして応急処置をいたしました。他の施設につきましては、来年度予算で対応する予定でございます。アスベストの除去工事をするときには、地域の方々に通知し説明会をさせていただきます。
- 委員(藤井富美子君) : この経費について、国の補助金は無いのですか。
- 学校管理課長(稲野公一君) : この経費のみに対する補助制度はございません。学校施設の大規模改修等に対する補助制度はありますが、アスベストの対策工事をするから補助金を上乗せされることはありません。大阪府としましても、国に対してアスベストの対策工事に対する補助制度を要望されております。
- 委員(坂口一美君) : 工事の際には、地域の方々に説明をされるということですが、体育館など地域以外の方も利用されております。その方々への対応についてお聞かせ下さい。
- 学校管理課長(稲野公一君) : 学校長及びPTAの役員等にも説明をさせていただき、また、全保護者にも9月2日付けの文書で箕面市の状況をお知らせし、必要であれば説明会も行う予定でしたが、ご希望が無くいたしませんでした。本格的に冬休みに除去しますときは、地域の方々も含めた説明会を開く予定です。学校の施設開放につきましては、基本的に月1回利用者の連絡会がありますので、

この旨を説明させていただきます。

- 子ども支援課長（南悦司君）： 小学校で学童保育を行っておりますが、東小学校の天井の部分が、学童保育室の前の天井になっております。冬期の改修時には、全面使用禁止にし、他の施設を利用して学童保育を行う予定です。
- 委員長（小川修一君）： 他にご質問ご意見はございませんか。
- 委員長（小川修一君）： ないようでございますので、報告第37号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。  
（“異議なし”の声あり）
- 委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 委員長（小川修一君）： 次に日程第9、報告第38号「箕面市文化財保護審議会委員任命の件」を議題とします。議案の朗読を事務局に、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。
- 教育推進部総務次長（栗本忠夫君）： 本件は、箕面市文化財保護審議会委員の任期が平成17年9月30日をもって満了しましたことに伴い、新たに委員を任命する必要が生じ、箕面市文化財保護条例第52条の規定に基づき任命いたしましたので報告するものでございます。本来、委員の任命につきましては、教育委員会会議でご審議いただくものですが、教育委員会会議を開催するいとまがございませんでしたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長により臨時に代理いたしましたので、今回報告するものでございます。
- 委員長（小川修一君）： それでは、ご質問ご意見をお受けいたします。
- 委員（藤井富美子君）： 箕面市の文化財保護の対象は、何があるのですか。
- 生涯学習課長（中澤博君）： 箕面市の指定文化財は、約10点ほどございます。主なものとしまして、瀧安寺の中世の古文書等がございます。
- 委員長（小川修一君）： 他にご質問ご意見はございませんか。
- 委員長（小川修一君）： ないようでございますので、報告第38号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。  
（“異議なし”の声あり）
- 委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 委員長（小川修一君）： 次に日程第10、報告第39号「平成17年第9回箕面市教育委員会定例会会議録の承認を求める件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。
- 教育推進部総務次長（栗本忠夫君）： 本件は、去る9月13日に開催されました「平成17年第9回箕面市教育委員会定例会会議録」を箕面市教育委員会会議

規則第4条の規定に基づき提案するものでございます。

- 委員長（小川修一君）：ご質問ご意見はございませんか。
- 委員（白石裕君）：この会議録は情報公開の対象になるのでしょうか。
- 教育推進部総務次長（栗本忠夫君）：情報公開の対象です。
- 委員長（小川修一君）：箕面市内の図書館で閲覧できるのですか。
- 教育推進部総務次長（栗本忠夫君）：教育委員会議でご承認いただきましたら、各図書館への配布、箕面市の公開ホームページの教育委員会のページに載せております。
- 委員長（小川修一君）：他にご質問ご意見はございませんか。
- 委員長（小川修一君）：ないようでございますので、報告第39号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。  
（“異議なし”の声あり）
- 委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 委員長（小川修一君）：次に日程第11、報告第40号「教育長報告の件」を議題といたします。教育長に報告を求めます。
- 教育長（仲野公君）：（議案書57頁、58頁及び59頁により報告）

【箕面市議会定例会】

○平成17年第3回定例会が9月5日から10月4日までの会期で開催されました。1名欠員となっております教育委員会委員が、9月27日に白石先生を市長から提案され、同意を得て9月28日に新教育委員としてご就任いただきました。箕面市子ども育成推進協議会条例、箕面市立箕面文化・交流センター条例の制定及びアスベスト関係の追加補正が可決されました。箕面市の保育所の民営化についての請願は、文教常任委員会では採択されましたが、本会議で不採択されました。

【校長会】

○9月8日に開催し、2学期の学校運営についてお願いをいたしました。

【体育祭】

○9月24日・25日に各小学校で開催され、天候にも恵まれ終了いたしました。

【箕面市青少年吹奏楽団】

○9月4日の大阪府マーチングコンテストで、金賞・大阪府代表となり、23日の関西マーチングコンテストで銀賞の受賞となりました。

【第13回箕面市青少年文化祭】

○9月9日から11日にかけて市内の小中学生を対象に青少年の文化祭を開催いたしました。学校でのクラブ活動、生涯学習施設で活動されている内容を掲示、発表され、約2千8百人の来場者がありました。

【豊能地区世代間交流スポーツ大会】

○9月4日に毎年開催しておりますが、ペタンクの競技を3世代の交流を通して実施いたしました。

【第49回秋季市民体育大会】

○体育連盟の協力のもと、各競技を実施いたしました。

- 委員長（小川修一君）： それでは、ご質問ご意見をお受けいたします。  
○委員（藤井富美子君）： 小中学校の不登校の生徒の実態についてお聞かせ下さい。

○教育推進部次長（前田健君）： 10日以上欠席を基準にすると、1学期末で長期欠席が小学校で101名、その内、不登校といわれるのが、13名おります。中学校が病欠欠席も含め84名、その内、不登校といわれるのが、59名となっております。昨年度は、不登校といわれる年間30日以上欠席したのは、小学校で20名、中学校で83名おりました。大阪府下の平均は、小学校で千人の内、4名が不登校となっておりますが、箕面市では、2.9人となります。中学校では、千人の内、39.9人、箕面市では、29.8人、府下の平均より低くなっております。小中学校不登校担当者連絡会で不登校の半減、少なくしていくために取り組んでおります。

○委員（藤井富美子君）： 箕面市が大阪府下の平均より少ないとはいえ、限りなくゼロに近づけるのが大事だと思います。不登校の主な理由は何ですか。

○教育推進部次長（前田健君）： 小学校で一番多いのは、色々の要素が重なっておりますが、児童自身が学校に対する不安、情緒的な混乱で、学校に居場所が無いという児童が多いです。ほかには、無気力で学校に行きたくないというような児童がおります。若干ですが、保護者も含め学校に行かない児童・生徒もおり、それらを含め不登校となっております。

○教育推進部長（森田雅彦君）： 不登校の原因には色々なケースがございます。教育委員会としましては、学校教育課、青少年指導センター、教育センターがそれぞれ担っておりましたが、平成16年度から生徒指導等の窓口を教育センターに一本化し対応しております。早期に対応すべく3日間連続して学校を休みましたら教育センターに連絡することになっており、原因を調べ対応しております。特に、学年、学期の初め等、休みが続きますと登校できなくなる児童・生徒が多くなりますので、休み中に家庭訪問をする事など年度当初に不登校の生徒を持っている担任を対象に研修をしており、かなりの効果を上げております。また、教育センターでチームを組み、定期的に学校を訪問し状況等を聴き、アドバイスをするとともに、引きこもりがちな生徒の家庭訪問をし、家庭から適応指導教室（フレンズ）に行けるように指導しております。教育委員会といたしましては、最重点課題として取り組んでいるところでございます。

- 委員（藤井富美子君）：教育センターで指導に対応されている方は、何名ぐらいおられるのですか。
- 教育センター所長（福永茂君）：専任の指導主事が1名、非常勤で教師を退職された方が5名おります。その中でチームを組み必ず2名体制で学校訪問をしております。教育相談のカウンセラーとして3名の非常勤がおります。適応指導教室に専任が1名、SSM・国の事業として、引きこもり等の子どもに対応する、有償のボランティアが2名おります。
- 委員（白石裕君）：不登校には、行政が用意するものに抵抗があり、フリースクール等に行くケースがあるかと思いますが、フリースクールとの連携はどのように考えておられるのですか。
- 教育推進部次長（前田健君）：箕面市内にそのような施設があるのは知っております。今の学校教育を否定されている形ですので連携等は取っておりません。
- 委員（坂口一美君）：校長会で小中一貫校の整備についてとなっておりますが、簡単に説明をお願いします。
- 教育推進部次長（前田健君）：平成20年4月に、止々呂美に小中一貫校が開校する事を学校長に報告いたしました。
- 委員長（小川修一君）：他にご質問ご意見はございませんか。
- 委員長（小川修一君）：ないようでございますので、報告第40号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
- （“異議なし”の声あり）
- 委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 委員長（小川修一君）：次に、事務局から、追加案件が出されていますが、これを審議することに、いたしてよろしいでしょうか。
- （“異議なし”の声あり）
- 委員長 異議なしと認め、追加第1号、日程第12、報告第41号「箕面市社会教育委員委嘱及び解職の件」を議題とします。議案の朗読を事務局に、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。
- （事務局：議案朗読）
- 教育推進部総務次長（栗本忠夫君）：本件は、箕面市社会教育委員の辞職に伴い、新たに委員を委嘱いたしましたので報告するものでございます。
- 本来、委員の委嘱につきましては、教育委員会会議でご審議いただくものですが、教育委員会会議を開催するいとまがございませんでしたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長により臨時に代理いたしましたので、今回報告するものでございます。



- 委員長（小川修一君）： それでは、ご質問ご意見をお受けいたします。
- 委員長（小川修一君）： ないようでございますので、報告第41号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。  
（“異議なし”の声あり）
- 委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 委員長（小川修一君）： 次に日程第13、報告第42号「箕面市奨学生選考委員会委員任命及び解職の件」を議題とします。議案の朗読を事務局に、提案理由を教育推進部総務次長に求めます。  
（事務局：議案朗読）
- 教育推進部総務次長（栗本忠夫君）： 本件は、箕面市奨学生選考委員会委員の辞職に伴い、新たに委員を任命いたしましたので報告するものでございます。  
本来、委員の任命につきましては、教育委員会会議でご審議いただくのですが、教育委員会会議を開催する暇がございませんでしたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長により臨時に代理いたしましたので、今回報告するものでございます。
- 委員長（小川修一君）： それでは、ご質問ご意見をお受けいたします。
- 委員長（小川修一君）： ないようでございますので、報告第42号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。  
（“異議なし”の声あり）
- 委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 委員長（小川修一君）： 以上をもちまして本日の会議日程は終了しましたが、その他教育行政に係る報告があれば申し出てください。
- 委員長（小川修一君）： ないようでございますので、本日の会議日程は、全て終了し、付議された案件、議案5件、報告7件は、すべて議了いたしました。これをもちまして、平成17年第10回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後4時55分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

委員長

小川 修一

委員

藤井 富美子